成蹊大学利益相反マネジメント委員会規則

制　　定　2017 年３月８日
大　学　評　議　会

（趣旨）

第１条　この規則は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第 10 条第２項の規定に基づき、健全な産学官連携活動の推進を図るため、成蹊大学（以下「本学」という。）における利益相反を適切に管理すること（以下「利益相反マネジメント」という。）を目的として設置する成蹊大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）利益相反に係る広報及び啓発に関する事項
（２）利益相反に係るモニタリング、自己申告等の施策に関する事項
（３）利益相反に係る相談・助言等に関する事項
（４）モニタリング及び自己申告に基づく審査に関する事項
（５）利益相反が生じた場合の措置に関する事項
（６）利益相反に係る社会への情報開示に関する事項
（７）その他利益相反に関する事項

（構成）

第３条　委員会は、次の委員をもって構成する。

（１）研究コンプライアンス統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）
（２）副学長
（３）学部長
（４）研究科長
（５）企画運営部長
（６）財務部長

２　委員会が必要と認める場合は、本学の教職員以外の者で、利益相反に関する専門知識又は高度な実務経験若しくは学識経験を有する者を委員として委員会の審議に加えることができる。

（委員長）

第４条　委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

（任期）

第５条　委員の任期は、その職の在任期間とする。ただし、第３条第２項に規定する委員の任期は、その都度研究コンプライアンス最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）が定める。

（運営）

第６条　委員会は、委員長が召集し、議長となる。

２　委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

３　委員会が必要と認めた場合には、下部組織を設け、第２条各号に掲げる事項の審議及び調査等付随する業務を委任することができる。

（議事）

第７条　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

２　委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　委員会の決議に利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。

４　委員長は、議決をしたときは、遅滞なくその結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

（議事録の作成）

第８条　委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記載する。

（審査結果等の通知）

第９条　委員長は、第２条第４号から第７号に定める事項について議決したときは、遅滞なくその審査結果及び改善指導、是正勧告等の措置（以下「審査結果等」という。）を当該教職員に通知しなければならない。

（不服申立て）

第１０条　前条の審査結果等に対し不服がある場合は、当該教職員は、審査結果等の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により委員会に対し不服申立てをすることができる。

２　委員会は、不服申立てを受けたときは、速やかに再審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、不服申立てをした者（以下「不服申立者」という。）に通知する。

３　不服申立者は、再審議の結果に対し再度不服申立てをすることができない。

（守秘義務）

第１１条　利益相反マネジメントに関わった者は、正当な理由なく、委員会等における活動等によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（学外への情報公開）

第１２条　委員会は、委員会が必要と認めた場合は、成蹊学園個人情報の保護に関する規則の下、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することができる。

（事務の所管）

第１３条　委員会に関する事務は、企画運営部研究助成課が所管する。

（規則の改廃）

第１４条　この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則（2017 年３月８日制定）

この規則は、2017 年４月１日から施行する。